

健生発0324第18号
令和7年3月24日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

厚生労働省組織令の一部を改正する政令の公布について（通知）

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第60号）が令和7年3月19日に公布され、同年4月1日より施行されることとなっている。今回の改正の概要等は下記のとおりであるので、その施行に際し、格別の配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の保健所設置市を除く市町村に対してもこの旨周知をお願いする。

記

第1 改正の概要

これまで健康・生活衛生局総務課が所管していた事務のうち、製菓衛生師に関する事務を同局食品監視安全課へ移管する。

第2 既存の通知の取扱いについて

今回の移管に伴い、移管前に発出された健康・生活衛生局総務課による製菓衛生師に関する通知は、今後次のように取り扱うこととする。

- （1）移管前に発出された通知は、別途の通知が発出されない限り、移管後に当該通知に係る事務を所管する職による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- （2）移管前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に移管に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、移管後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。